

独立行政法人の中（長）期目標の策定について

令和3年11月22日

独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、独立行政法人の業務運営に関する政府で唯一の横断的な第三者機関である。本年4月以降の第4期の委員会では、独立行政法人が社会課題の解決に向けて能力を最大限発揮することを後押しする観点から、独立行政法人が、新たな価値創造のプラットフォームとしての役割を果たすことや、自らリスクを取って変革し、変化を先導することを通じて、我が国の国民生活及び社会経済により一層貢献できるようになることを特に重視し、調査審議を行っている。

委員会では、これまで、令和3年度末に中（長）期目標期間が終了する法人（以下「令和3年度見直し対象法人」という。）について、主務大臣による見込評価及び業務・組織見直しの結果を確認することはもとより、主務省及び法人の長その他の役員（監事を含む。）との間で、法人の使命、直面する課題及び取り巻く環境の変化（以下「法人の使命等」という。）について幅広く議論を行いつつ、調査審議を行ってきた。今般、その結果に基づき、令和3年度見直し対象法人の次期中（長）期目標の策定に当たって留意すべき点等を下記のとおり取りまとめる。

記

1 令和3年度見直し対象法人を取り巻く環境と求められる取組について

本年度の調査審議を進めてきた結果、委員会は、令和3年度見直し対象法人を取り巻く環境について、

- ・ 人口減少や少子高齢化の影響により、社会全体として人的資源が不足しており、各法人においても専門人材を始めとした人的資源が不足する状況に陥っている。
- ・ その一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、気候変動による自然災害の激甚化や頻発化の懸念等、各法人が解決に向けて取り組むべき社会課題が一層複雑化している。

との認識に至った。

こうした環境下にあって、令和3年度見直し対象法人が、今後、それぞれの使命を果たし、社会課題の解決に向けてその能力を最大限発揮していくためには、

- ①業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応
- ②法人の業務運営を支える人材の確保・育成及びその取組を通じた社会への貢献
- ③強みを活かして弱みを補い合う関係機関との有機的な連携
- ④限られた資源を最大限活用するための資源配分の重点化（メリハリ付け）

といった取組をこれまで以上に徹底すべきであると考える。

2 令和3年度見直し対象法人の次期中（長）期目標の策定に当たって

独立行政法人は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われる運営費交付金等の交付を受けるなど、国の政策を実現するための実施機関であり、中（長）期目標期間において成果を最大化し、その成果を我が国のために役立てることが期待されている。そして、法人が、国民生活及び社会経済に貢献するという強い意欲と問題意識を持って、その業務に取り組むようにするためには、中（長）期目標において法人の使命及び目指すべき具体的な成果を明確にすることが極めて重要である。

委員会としては、今後、主務大臣において検討が進められる令和3年度見直し対象法人の次期中（長）期目標の策定に当たって、以下の点に特に留意いただくことをお願いする。

また、主務大臣には、目標の検討に当たって、法人の使命等について法人との間で改めて認識を共有するため、法人の長と十分な意思疎通を図ることをお願いする。

①業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を含めた様々な環境変化を契機として、法人のサービスの受け手となる国民に新たな価値をもたらすとともに、法人の役職員が効率的・効果的に働けるようにするため、業務手法等を不断に見直すよう促すこと。
- ・ 見直しに当たっては、デジタル技術の利活用を、それぞれの法人の現状と目指すべき姿を整理したうえで積極的に検討するよう促すこと。その際、単に業務手法にデジタル技術を導入するだけにとどまることなく、デジタル技術の利活用や、保有するデータの連携・活用により、事業の改善や新たな価値実現を果たすデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するとともに、デジタル技術を活用する人間の立場に立ったデジタル化を促すこと。
- ・ 情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が年内に策定する方針に掲げられた取組と整合するように目標を定めること。

②法人の業務運営を支える人材の確保・育成及びその取組を通じた社会への貢献

- ・ 年齢・性別等の多様性が新たな価値創造につながることに留意しつつ、法人が使命を果たしていく上で必要な人材の専門性を一層高度化させるための人材の確保・育成を促すこと。また、法人の使命の徹底や適正な人事評価、国民一般や地域を含む幅広い主体との交流といった役職員のモチベーション向上に資する取組を促すこと。
- ・ 広く知見を活用するため、法人内部に人材を確保するだけでなく、関係機関との連携や外部委託を通じて、外部の知見の有効活用を促すこと。また、法人内部に人材を確保する際にも、クロスアポイントメント制度や兼業等の多様な働き方の活用を促すこと。
- ・ 外部人材との連携や多様な働き方の活用等の取組は、法人自身の業務遂行に必要な人材の確保・育成のみならず、法人の業務に関連する社会全体の人材育成にも資するものであることに留意して、これらを推進すること。

③強みを活かして弱みを補い合う関係機関との有機的な連携

- ・ 法人が持つ知的財産やノウハウの価値を的確に認識し、これらを我が国の成長やプレゼンス向上、国際市場の獲得等につなげるような取組を推進すること。一方で、技術流出や情報漏洩等の問題が発生しないよう、適切な研究環境の整備を行うなど、法人における的確な知財管理、情報管理及び人材管理を推進すること。
- ・ 関係機関と連携を行うに当たっては、法人がこれまで連携してきた機関の範囲にとらわれることなく、主務省が異なる他の法人や民間部門を含めた新しい分野の機関との連携を推進すること。その際、施設の共用・事務の共同処理といった効率化のための連携はもちろん、組織同士でデータを共有して異なった観点からの分析を行うなど、新たな価値実現に資する連携がなされるようにすること。
- ・ 関係機関との連携を通じて法人の取組を迅速に社会に還元するため、法人が有するノウハウや研究シーズを国民や関係機関に対して積極的にわかりやすく情報発信することを推進するとともに、そのために必要な情報発信機能を計画的に強化するよう促すこと。

④限られた資源を最大限活用するための資源配分の重点化（メリハリ付け）

- ・ 法人が、国の政策における重点分野や法人に強みのある分野にその資源を重点配分するよう、環境変化を踏まえて、法人の業務の重み付けを適切に行うこと。
- ・ 業務の実施に当たっては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて積極的に取り組むこと。
- ・ 法人が、失敗する可能性も織り込みつつ、できる部分から挑戦を重ね、試行錯誤の中で改善を進めるなど、リスクを取った取組を進めることが期待される業務については、目標において業務の困難度を適切に示し、評価において法人の積極姿勢が評価されるようにすること。また、そういった業務については、ガバナンスを的確に機能させるため、業務の特質に応じた体制を確保するとともに、取組状況を適切に分析・評価し、必要に応じて取組の方向性等を見直すよう促すこと。

これらのほか、個々の令和3年度見直し対象法人について、その目標に具体的に盛り込むことを検討していただきたい点を別紙に掲げたので、併せて留意いただきたい。

以上を示した留意事項の多くは、令和3年度見直し対象法人以外の法人や、独立行政法人の仕組みを準用する法人（いわゆる準用法人）においても該当し得るものである。委員会としては、これらの法人やその主務大臣におかれても、これらの問題意識を、平素からの業務運営の見直し・改善に役立てていただくことを期待する。

(1) 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

(留意事項)

- ・ 郵便貯金に係る周知・広報業務の目標について、法人のモチベーションの維持・向上という観点にも留意しつつ、実施件数等の周知・広報施策ごとのアウトプット指標にとどまらず、施策によりどの程度預金者の行動が促されたかといった効果に着目した指標や、施策に要した費用といった効率性に関する指標も設定してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 現行目標期間における、郵政民営化前に預入がなされた郵便貯金に係る債務残高の推移をみると、平成28年度末の約11.1兆円から、令和2年度末に約0.7兆円まで減少しているが、減少のペースは鈍化している。

法人は、払戻しを促す挨拶状の送付を主要な周知・広報手段としているが、現行目標期間において、住所が判明している預金者に対しては基本的に全対象者に一度は送付している状況であることを踏まえると、次期に対象となる預金者については、必ずしも従来の取組では周知が行き届きにくい、又は行き届いたとしても払戻しに至らない層の存在が想定される。

こうした状況を踏まえれば、今後とも周知・広報活動の効率性を追求しつつ、効果を最大化していくためには、効率・効果の両面から預金者の性質に応じた最適な周知・広報手段を柔軟に検討することや、周知・広報手段の更なる多様化といった取組を継続的に促していけるようにすることが重要であると考ええる。

こうした中、見込評価では、アンケート調査等による施策の効果検証の取組を行っていることが示されているが、現行目標は、取組を行うこと自体を内容としており、指標もアウトプットに着目したもののみであるため、目標管理・評価の中で、検証結果を踏まえた改善を促すような設計とはなっていない。

- ・ このほか、委託先等に対する監査業務に関しては、法人が保有し管理業務を委託する旧契約と、委託先が保有する新契約との間で、取扱いに実質的な差が出てしまわないようにすることが重要であることから、当委員会としても次期目標期間における取扱いを注視していくこととする。

(2) 国際協力機構

(留意事項)

- ・ 今後一層重要性を増すICTや公共財政・金融等の重点分野における高い専門性を有する人材の確保・育成について、法人内での育成はもとより、関係府省庁や地方公共団体、大学、民間企業等とも連携して、当該人材に係るネットワークの整備、育成に係る仕組みの構築及びノウハウの共有を進めていくことについて、目標に盛り込んでどうか。
- ・ 途上国におけるICT基盤整備などの開発課題への対応は、インフラ輸出のパッケージの中でプラットフォーム構築支援を行うなど開発協力の一体性・効率性の視点を踏まえ、関係府省庁や民間企業等とも連携を深めつつ推進していくことについて、目標に盛り込んでどうか。

- ・ 今期の目標に対する達成水準を踏まえ、更なる高みを目指し、より質の高い取組を促すため、次期目標では、定量指標の水準引き上げやアウトカムに着目した定量指標の設定を進めてはどうか。

(背景事情等)

- ・ ICTや海外投融資事業など急拡大する分野における専門人材や知見の確保が必要となっており、この課題に関して、見込評価において、「ICTや公共財政・金融等の重要性を増す分野において、組織内外における開発協力人材の確保が喫緊の課題」とであると認識するとともに、業務・組織見直しにおいて、「既存のリソースは維持しつつ、ICTを含めた重要分野における機構内外における人材及びネットワークの開拓・養成に重点的に取り組む。」こととしているが、その際には、関係府省庁や関係機関との連携を一層進めて取り組んでいくことが重要であると考ええる。
- ・ インフラ輸出に関しては、「インフラシステム海外展開戦略 2025」(令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定)において、「我が国ODAの総合力を最大限発揮させるとともに日本企業の技術力と資金力及び独立行政法人や我が国公的金融機関等の機能を組み合わせることにより、更に魅力的なパッケージを提案する。(中略)ODAと民間主導のプロジェクトを戦略的に組み合わせる。」こととされている。

委員会としても、開発協力において、個別課題の解決に貢献するだけではなく、今後は、途上国における一体的かつ効率的な開発を進める観点から、特に、ICT基盤整備のようなプラットフォーム構築支援については、関係機関と連携しつつインフラ輸出のパッケージとして進めることが一層重要であると考ええるが、業務・組織見直しにおいて、「途上国におけるICT基盤整備に係る取組を展開する」との記載はあるものの、開発協力の一体性・効率性の観点を踏まえたものとはなっていない。

- ・ 今期の見込評価では、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」において4項目全てがA評定であり、かつ、「その他業務運営に関する重要事項」においても5項目中3項目がA評定であるなど、高い評定を得ていることから、次期においては、更なる高みを目指し、次期に期待される伸び率を適切に反映した定量指標の設定や、事業等の効果(アウトカム)に着目した定量指標の設定を進めることにより、法人の取組の更なる質の向上を促し、顕著な成果を実現していく必要があると考える。

(3) 国際交流基金

(留意事項)

- ・ 日本への関心を促す新たなコンテンツの発信や交流事業について、各々の事業の効果を高めるべく、デジタル技術も活用しつつ、重点対象を明確にして戦略的に展開していくことについて、目標に盛り込んでどうか。
- ・ 特に、今期の目標に対する取組の達成状況を踏まえ、改善が必要な分野・事業等においては、法人内ですべてを賄おうとする「自前主義」を脱し、関係府省庁や国際業務を担う他の独立行政法人等との連携・協働を一層推進し、効率的に取組を進めていくことについて、目標に盛り込んでどうか。

- ・ 今期の目標に対する達成水準が高い分野・事業等においては、更なる高みを目指し、より質の高い取組を促すため、次期目標では、定量指標の水準引き上げやアウトカムに着目した定量指標の設定を進めてはどうか。

(背景事情等)

- ・ 外交におけるソフトパワーの重要性が指摘される中、日本政府の外交政策を円滑かつ効果的に行い、また、日本人が国境を越えた活動や世界の人々との交流を円滑に進める上で、日本への関心を高め、理解と信頼・親近感を深めてもらうことが不可欠であり、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2021」（令和3年6月18日閣議決定）において、「戦略的対外発信の更なる強化を行う。また、親日派・知日派の拡充に取り組む。」こととされている。

また、「知的財産推進計画 2021」（2021年7月13日知的財産戦略本部）においても、「在外公館や国際交流基金（JF）が各国のニーズを踏まえ、オンラインも活用しつつ伝統文化からポップカルチャー、地方の魅力や和食等、幅広い分野に関する公演や展示等の文化事業を行うことにより、日本の多様な魅力を海外に積極的かつ継続的に発信し、諸外国の日本に対する興味・関心を高める。」とされている。

委員会としても、国際社会において日本の対外発信力を強化していくためには、今後は、長期的に波及効果の高い若年層への情報発信に重点を置くなど多様な層の親日派・知日派を新たに獲得していくことが、より一層必要であると考え、業務・組織見直しにおいて、「知日派育成を通じて日本理解を世界に広げる日本研究支援事業（略）」を推進することを通じて、我が国の対外発信の強化に貢献する」との記載は見られるものの、文化芸術事業など各々の事業の効果を高めるべく重点対象を明確にした戦略的な事業展開を意識した記載にはなっていない。

- ・ 次期において改善の余地があると認められる「情報セキュリティ対策」などにおいては、法人内ですべてを賄おうとする「自前主義」を脱し、関係府省庁や国際業務を担う他の独立行政法人等との連携・協働を一層推進することにより効率的に改善を進めていくなど、法人の強みと弱みを踏まえて戦略的に業務を推進する必要があると考える。
- ・ 今期の見込評価では、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」において、7項目中4項目がA評価以上（うち2項目がS評価）であり、高い評価を得ていることから、次期においては、今期の達成水準が高いこれらの項目において、更なる高みを目指し、次期に期待される伸び率を適切に反映した定量指標の設定や、事業等の効果（アウトカム）に着目した定量指標の設定を進めることにより、法人の取組の更なる質の向上を促し、顕著な成果を実現していく必要があると考える。

(4) 科学技術振興機構

(留意事項)

- ・ 法人が担う業務が増加している中、年齢・性別を問わず多様な人材を確保することや、事業の効率化・統廃合等を進めることについて、目標に盛り込んでどうか。

- ・ 研究者のダイバーシティを推進する観点から、法人が実施する事業における女性研究者や若手研究者等の応募者数を増加させるための取組や、審査員の多様性を考慮した審査体制を構築する等の取組について、目標に盛り込んでどうか。
- ・ 研究開発の成果を社会課題の解決につなげていくため、大学、地方公共団体、企業など、産学官のステークホルダーの連携関係を構築するような取組を一層進めることについて、目標に盛り込んでどうか。また、国民の関心を高めることを意識するとともに、更なる民間資金の確保に向けマーケティング意識を持って、SDGs達成に向けた取組など、社会課題の解決に貢献する研究成果の情報発信等に取り組むことについて、目標に盛り込んでどうか。
- ・ 新たに大学ファンドの事業を担う中、文部科学大臣が定める助成資金運用の基本指針の内容等を踏まえたガバナンス体制等を構築すること及び安定的に助成資金を運用することについて、目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 法人は、職員の高年齢化が進んでおり、現在の定年制職員の最多層が定年を迎える際には急激な人員不足に陥る可能性があることに加えて、今後大学ファンドの事業立ち上げ等に伴い必要な人員の増加も見込まれていることから、次期目標期間においては、人材の確保及び事業の統廃合等の取組を更に進める必要があると考える。また、人材の確保に当たっては、ダイバーシティの観点にも留意する必要があると考える。
- ・ 法人は、これまでも、第6期「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）等を踏まえ、ダイバーシティ推進に向けた取組を実施してきたが、例えば、女性研究者に関しては、法人が実施する事業における女性の応募割合について、我が国の全研究者に占める女性研究者の割合を下回る事業もみられる。次期目標期間においては、女性・若手研究者等の応募者数増加に向けた取組を進める必要があると考える。また、審査において多様な視点を取り入れる観点から、審査体制についても検討していく必要があると考える。
- ・ 地球温暖化や新型コロナウイルス感染症拡大等を契機として社会ニーズが急速に変化している中、ニーズの変化を踏まえた研究となるよう産学官連携を強化するほか、共同研究資金や投資を呼び込むため非財務情報を含めた情報発信を強化するなど、マーケティング意識を持ち、研究開発の成果を社会課題の解決につなげていくための取組を進めることが、次期目標期間においては一層重要になると考える。
- ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構法が改正され、法人が大学ファンドの助成資金運用業務を新たに担うこととなったところであり、今後、同法に基づいて文部科学大臣が定める「助成資金運用の基本指針」等に沿った取組を、着実に実施する必要があると考える。

(5) 日本原子力研究開発機構

(留意事項)

- ・ 若手研究者等の原子力人材の育成・確保や研究基盤の維持等を一層推進するため、原子力施設の廃止措置や将来に向けた研究開発・人材育成等に産学官で連携して取り組むことや、我が国全体の原子力に関する取組や安全性等についての理解を広く国民やステークホ

ルダーから得るため、受け手のニーズを意識した分かりやすい情報発信に取り組むことについて、法人がより主体的な役割を果たしながら強化していくことを目標に盛り込んでどうか。

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現等に法人が貢献していくため、将来に向けた新分野の研究開発や人材育成に取り組んでいくことについて、目標に盛り込んでどうか。また、これらの取組と併せて、日本の原子力に関する取組や安全性をより分かりやすく国内外に向けて情報発信することについて、目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 原子力利用を取り巻く環境変化等を受け、原子力分野への進学を希望する学生が減少傾向にあり、また、原子力分野を専門とする大学教員の減少、稼働している教育試験炉の減少に伴う実験・実習の機会の減少など、知識・技術の承継が途絶え、原子力の安全管理等に支障を来すことが懸念されている状況であることから、産学官連携の推進や、幅広い層からの理解を得るための情報発信を含め、原子力人材の育成・確保や研究基盤の維持等といった法人が担う業務が一層重要になってきており、次期目標期間においても取組を更に進める必要があると考える。
- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、第6次「エネルギー基本計画」(令和3年10月22日閣議決定)においても、「水素製造を含めた多様な産業利用が見込まれ、固有の安全性を有する高温ガス炉を始め、安全性等に優れた炉の追求など、将来に向けた原子力利用の安全性・信頼性・効率性を抜本的に高める新技術等の開発や人材育成を進める」とされており、原子力分野においても新たな取組が求められている。こうした新分野の取組を目標に明確に位置付けることは、法人役職員のモチベーションを向上させる観点からも重要であると考え。また、研究成果を社会実装につなげていくためには、安全性を前提とした上で、経済性の見通し等も含めた分かりやすい情報発信を行うことが重要であると考え。

(6) 労働政策研究・研修機構

(留意事項)

- ・ プロジェクト研究における研究テーマの設定に際し、関係団体との意見交換を行うに当たっては、団体がカバーする世代の範囲や都市・地方といった働く場のバランスに留意しつつ、ギグ・エコノミーやテレワークの拡大に伴って登場した団体や労働者協同組合といった新制度に基づく団体など、働き方に関する新しい団体を幅広く対象とし、そこで得た新たな視点を調査研究に取り入れていくことを目標に盛り込んでどうか。
- ・ 法人が調査研究を通じて取得した一次データをデータアーカイブとして公開する取組について、オープンデータを推進し社会全体の研究活動の活性化・効率化を促進する観点から、更なる利用促進を図っていくことを目標に盛り込んでどうか。
- ・ 他の研究機関との共同研究や外部研究者との研究交流、地方公共団体やNPO等に向けた講演等について、法人自身の研究推進という観点に加えて、労働政策研究に関する法人の知見・ノウハウを外部に向けて活用するという観点にも留意しつつ、積極的に取り組んでいくことを目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 近年、コロナ禍を契機としたテレワークの急速な普及や、インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く就業形態（ギグ・エコノミー）の拡大など、個人の働き方は多様化し、柔軟な働き方が拡大している。労働行政の場においても、労働者とは異なる働き方である「雇用類似の働き方」への保護の在り方等に関する検討が進められている。
法人が労働政策の立案に資する的確な研究成果を出していくためには、研究テーマの設定に当たって、上記のような変化に伴って登場した新たな団体との意見交換を幅広く行うことが重要であると考え、見込評価等をみると、新たな意見交換先を積極的に開拓するような取組は行われておらず、既存の全国団体等を中心とした意見交換にとどまっている。
- ・ 第6期「科学技術・イノベーション基本計画」において、研究データを重要な研究インフラとして、その管理・利活用を進める環境を整備することとされている。これを踏まえると、法人が行うアンケート調査の個票等をデータアーカイブとして公開する取組は、社会全体の研究活動の活性化・効率化に資する観点から重要であると考え、現行目標では当該取組が明確に位置付けられておらず、データアーカイブの利用実績も伸びていない。
- ・ 法人が実施する民間企業等の実務者向けの講座において毎年多数の参加者を得、高い評価を受けていることを踏まえると、法人の知見に対するニーズが民間等においても存在することと考えるが、そうした知見・ノウハウを活かす重要な機会でもある共同研究や研究交流、講演等の取組について、現行目標には明記されていない。

(7) 医薬基盤・健康・栄養研究所

(留意事項)

- ・ 限られた資源を効果的に活用するため、目標において重要度を付す項目を絞るなどして、業務のメリハリ付けを行ってはどうか。
また、業務のメリハリ付けを行う前提として、法人が必ず担わなければならない研究分野の存在や法人の持つ強み、弱みを補うための他機関との連携の必要性、ワクチン開発・生産体制強化戦略等の政府方針の中で法人が担う分野などを踏まえて、法人の役割をどのように位置付け、どのように活かしていくのかを目標において明確にしてはどうか。
- ・ 令和4年度に予定している旧健康・栄養研究所の大阪移転を契機として、旧医薬基盤研究所と旧健康・栄養研究所の統合の効果を更に継続的に発揮できるよう、両研究所の事務レベルでの融合を更に進めるとともに、両研究所及び外部とのやり取りを一元的にマネジメントできる体制を構築するための課題や必要な取組について目標に盛り込んではどうか。
- ・ 共同研究や受託研究について、民間企業との共同研究等を実現していること自体を、社会実装のため民間のニーズに適切に対応していることの証左と捉えて、具体的な研究成果だけではなく、その件数や金額等を適切に評価できるような指標を設定してはどうか。

- ・ HFN e t（「健康食品」の安全性・有効性情報サイト）を始めとする健康・栄養分野の情報発信について、情報発信サイトの存在を国民に広く認知してもらう観点や、一般消費者のニーズを踏まえた掲載内容の質の向上を図る観点を踏まえた指標を設定してはどうか。

（背景事情等）

- ・ 業務・組織見直しでは、研究開発に関する法人のこれまでの取組に加えて、ワクチン等の研究開発を含めた新型コロナウイルス感染症への対応が求められるなど、新興・再興感染症への対応や創薬研究におけるA Iの活用等、法人に期待される役割が広がっている。一方、法人の規模は比較的小さく、役割の拡大に伴う人員・体制面での具体的対応は示されていない中、現行目標では、研究開発業務に係る全ての項目において重要度が「高」とされている。
- ・ 令和4年度に旧健康・栄養研究所が移転を予定している地域は、旧医薬基盤研究所と近接しており、また「北大阪健康医療都市」として複合医療産業拠点の形成等を進めている地域であることから、周辺の民間企業・他研究機関・地方公共団体との連携や情報発信の強化に法人が一体となって取り組んでいくことが重要であると考ええる。しかし、旧2研究所の組織統合に関しては、見込評価における法人の取組をみると、会議等での意見交換や研究計画書の共同作成等にとどまっており、規則・規程類にも未統一のものがあなど、その実質的な側面において課題が残されている。
- ・ 共同研究や受託研究については、法人が主に創薬プロセスにおける基礎研究領域を担っていることを踏まえると、成果の実用化を強く意識し、民間のニーズを適切に捉えていなければ、民間企業との共同研究等を実現すること自体が困難であると考えられることから、当該事実に着目してPDCAサイクルを回していくことが重要と考えられるが、現行目標では共同研究等の実施件数はモニタリング指標に位置付けられている。
- ・ 食品や食品成分に関する安全性・有効性情報を発信するサイトである「HFN e t」については、一般消費者から専門家まで幅広く利用してもらうことを目的としている一方、一般消費者の認知度が低い現状を踏まえると、ニーズを踏まえた掲載内容の改善等に取り組んでいく必要があるが、現行目標ではそうした観点は含まれていない。

（8）土木研究所

（留意事項）

- ・ 気候変動の影響等を踏まえ、将来も見据えた研究開発テーマについて目標に盛り込むとともに、限られた体制・予算の中で現下の課題に的確に対応するため、目標において重要度を付す研究開発業務の項目を厳選し、効率的な運営が図られるようにしてはどうか。
- ・ 自然災害の激甚化・頻発化や社会資本整備・管理の担い手不足といった環境変化を踏まえ、現場における諸課題を迅速かつ効率的・効果的に解決するため、最新のデジタル技術を活用して社会資本整備・管理を行うための研究開発を進めていくことについて目標に盛り込んではどうか。

- ・ 特に市区町村において技術系職員が不足する中、法人による技術的支援を必要とする者に周知する観点から、地方公共団体向けの技術的支援に係る情報発信を積極的に行うことについて目標に盛り込んでどうか。
- ・ 将来的に我が国企業による国際市場の獲得等につながることも視野に入れ、研究開発成果を国際的に普及し、関係機関とも連携しつつ、国際標準化や技術移転などに向けた取組を進めることについて目標に盛り込んでどうか。
- ・ 国全体としての研究開発成果を最大化するため、産学官連携を推進し、企業間の研究開発の重複解消等に必要な統一規格を提案するなどの取組を進めていくことについて目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 「第5次社会資本整備重点計画」(令和3年5月28日閣議決定。以下「重点計画」という。)では、近年、気候変動の進行によって水災害等が激甚化・頻発化しており、今後も更なる降雨量の増加による洪水や土砂災害の激化が見込まれるなどの現状認識がなされており、業務・組織見直しでも、社会情勢の変化に対応するため研究開発の強化に取り組む旨記載されている。
法人において、限られた体制・予算の中でこのような環境変化にも対応した研究開発を行っていくためには、効率的な業務運営を行う必要があるが、現行目標では、研究開発業務に係る全ての重要度が「高」とされている。
- ・ 重点計画では、i) 今後、建設から50年以上経過するインフラ施設の割合が加速度的に増加する見込みであること、ii) 全国の4分の1の市区町村で技術系職員が配置されておらず、メンテナンスに携わる人的資源が不足していることが指摘されている。
このような中、近年のデジタル技術の進化、例えばAI関連技術の進化によって道路の点検の効率化が期待できる状況を踏まえると、最新のデジタル技術を活用した社会資本整備・管理を行うことが重要であり、重点計画でも同旨の指摘がなされている。
- ・ 法人では地方公共団体等に対する平常時・災害時を問わない技術的支援の取組を行っており、今後も法人が社会に貢献できる取組と考える。
しかし、見込評価をみると、定量指標である地方公共団体等に対する技術的支援件数が基準値を下回っている状況がみられた。見込評価では、その原因として、災害の有無や技術基準の改定の有無等の外的要因の影響が挙げられているものの、現行目標期間中の年度評価では、外部有識者から、潜在的なニーズを掘り起こすため、技術的支援のPRや法人による積極的な提案の必要性が指摘されている。
- ・ 第6期「科学技術・イノベーション基本計画」では、我が国のプレゼンスを高めるとともに、社会課題の解決や我が国企業による国際市場の獲得等に向け、官民で国際標準の形成・活用に係る取組等を着実に進展させていく旨の目標が掲げられている。しかし、現行目標では「国際貢献」を目的として研究開発成果の普及を行うとされており、業務・組織見直しでも、研究開発成果について、関係機関と連携しながら国際標準化に結び付け、社会課題の解決や我が国企業による国際市場の獲得等のために活用する旨の記載はみられない。

- 法人では、現行目標期間中、自律施工技術研究において、各民間企業で区々となっていた制御信号の統一規格を提案するなどの取組を開始したところである。こうした取組は、企業間の研究開発の重複解消等につながることから、国全体としての研究開発成果を最大化するためにも推進すべきと考える。

(9) 建築研究所

(留意事項)

- 本格的な人口減少社会の到来や自然災害の激甚化・頻発化、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速などにより、住宅等に求められる役割・性能が変化しつつあることから、関係する政府方針の状況を含め、法人を取り巻く環境の変化を整理し、その結果を踏まえ、目標において、改めて法人の役割を明確化するとともに、社会的要請の高い課題を明示し、重点的に業務に取り組むことにしてはどうか。
そして、今後、環境変化に即応できる組織運営を行うこととし、他分野も含めた他機関とも適時的確に連携して研究開発を進めることについて目標に盛り込んではどうか。
- 新たな社会課題の発生や研究開発ニーズの変化に即応した研究開発を行うため、研究開発手法として、実験施設によるもの以外に、コンピュータによるシミュレーションも推進していくことについて目標に盛り込んではどうか。
- 法人が持続的に研究開発成果を挙げていくことができるよう、研究者等の確保・育成に係る中長期的な構想を確立するとともに、法人を取り巻く環境変化を踏まえ、人材の活用等に関する具体的な方針を不断に見直すことについて目標に盛り込んではどうか。
- 民間企業等とも適切に連携しつつ、研究開発成果の技術基準化などの社会実装に取り組むとともに、その際には、社会課題の解決や我が国企業による国際市場の獲得等につなげるため、国際標準化の観点に留意することについて目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- 現在行われている、新たな国土交通省技術基本計画の策定に向けた議論の中では、現行の同計画策定時（平成 29 年）からの環境変化として、i) 人口減少による空き家の増加、ii) 自然災害の激甚化・頻発化、iii) 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速、iv) ライフスタイルや価値観の多様化といった認識が示されている。
このような環境変化は建築物や都市の分野でも大きな影響を及ぼしているため、今後の目標策定や法人運営に当たっては、関係する政府方針の状況も含め、法人を取り巻く環境変化についての的確な状況認識と、これに基づく柔軟な対応が重要と考える。
- 「統合イノベーション戦略 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）では、計算機を活用したシミュレーション等のインパクトが大きくなっていることなどから、計算資源等の研究基盤について、「徹底的な利活用や更なる高度化が求められる」とされている。
法人の研究開発分野の性質を踏まえると、研究開発手法としてコンピュータによるシミュレーションを活用していくことが重要と考えるが、業務・組織見直しでは、その活用について特段触れられていない。

- ・ 法人において 55 歳～59 歳の研究職員が約 2 割を占めている状況（令和 3 年 3 月時点）などから、見込評価では、外部有識者から、長期的な人事戦略や研究者のキャリアデザインへの支援の必要性を指摘する意見がみられた。

一方、法人では、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づく人材活用等に関する方針を、国立研究開発法人となった平成 27 年 4 月に策定したが、それ以降、法人を取り巻く環境変化等を踏まえた改定は行われていない。

- ・ 法人では、現行目標期間中、社会実装に向け、高層建築物の外壁等の点検を可能とするドローン技術の開発を産学官で連携して行っており、このような取組は今後とも推進すべきと考える。

他方、国際標準化に関し、第 6 期「科学技術・イノベーション基本計画」では、我が国のプレゼンスを高めるとともに、社会課題の解決や我が国企業による国際市場の獲得等に向け、官民で国際標準の形成・活用に係る取組等を着実に進展させていく旨の目標が掲げられている。法人の研究開発分野には、構造、防火、建築環境分野など、社会課題の解決と我が国企業による国際市場の獲得等を目指す価値のあるものがあると考え、現行目標及び業務・組織見直しにおいて、国際標準化に留意して研究開発成果の普及を行うとの記載はみられない。

(10) 水資源機構

(留意事項)

- ・ 老朽化する水資源開発施設等のメンテナンスへの ICT 活用に当たっては、既存の点検等技術の継承や ICT 活用のための専門知識・技術の習得なども含め、計画的な対応を進めることについて目標に盛り込んでどうか。
- ・ 水資源開発施設等の個別の運用・管理技術にとどまらない、利水・治水に係る取組全体に関して法人が有するノウハウを、分かりやすく取りまとめて地方公共団体等に伝達していくことについて目標に盛り込んでどうか。
- ・ 流域治水を推進する観点から、流域にかかわる関係者との協働関係を深めるため、過去の台風や豪雨等の災害発生時に法人が関係者と連携して取り組んだ事例や成果等を、より多くの関係者に分かりやすく情報発信することについて目標に盛り込んでどうか。
- ・ 海外の水資源分野における我が国事業者の参入を促進するため、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用しつつ、戦略的に海外の水資源案件の調査等に取り組むことについて目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 現行目標期間中には、法人が管理する水資源開発施設等で老朽化による漏水事故が発生している。今後も老朽化が進む水資源開発施設等のメンテナンスを効率的に実施するためには ICT の活用が効果的であり、業務・組織見直しにおいても、ドローンを用いた点検など、点検・監視等の ICT 化を強化していくとされている。しかし、ICT の活用について、現状では試行段階のものや、活用するための専門知識・技術が必要なものもあるた

め、既存の点検等技術の継承やICT活用のための専門知識・技術の習得なども含め、計画的に進めていくことが重要と考える。

- ・ 地方公共団体等において水インフラに携わる人員の不足による技術力の低下が課題となっている状況を踏まえると、法人が有する「利水と治水を中立的な立場から一元的に管理する能力」を活かした地方公共団体等への支援が期待される。法人ではダム等での現地研修会等を通じて個別の運用・管理技術を地方公共団体等に伝達しているが、利水・治水に係るノウハウは複雑かつ高度なものであることから、個別の運用・管理技術のみならず、利水・治水に係る取組全体に関して法人が有するノウハウを分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等に伝達していく必要があると考える。
- ・ 近年の水災害の激甚化等を踏まえ、我が国の治水対策は、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」に転換しており、その推進に当たっては、関係省庁実務者会議による「流域治水推進行動計画」（令和3年7月20日）に基づき、利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化や雨水貯留浸透機能の向上等の取組を行うこととされているが、これらの取組においては、関係省庁のみならず、地方公共団体、電力会社や土地改良区など多くの関係者との協働関係が必要である。

このため、関係省庁間で縦割りを排して取り組むことはもとより、法人においても、流域にかかわる関係者との協働関係を深めるため、過去の台風や豪雨等の災害発生時に、関係者と連携して被害防止・軽減に取り組んだ事例や成果等をより多くの関係者に分かりやすく情報発信し、関係者の理解を得ていくことが重要と考える。

しかし、業務・組織見直しにおいては、流域治水推進のため、利水ダム等の事前放流等に関係者と密接な連携を図りつつ取り組む旨の記載はあるものの、事例や成果等をより多くの関係者に情報発信する旨の記載はみられない。

- ・ 「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画 2021」（令和3年6月）では、今後、世界的に水分野において感染症対策のための公衆衛生の向上や水資源確保へのニーズの高まりが想定されるとされている。このような環境変化の中で海外の水資源分野への我が国事業者の参入促進を図るためには、法人において、これらの行動計画や「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」によるマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用しつつ、戦略的に海外の水資源案件の調査、マスタープラン策定、施設管理支援等に取り組むことが重要と考える。

(11) 自動車事故対策機構

(留意事項)

- ・ 被害者援護業務における訪問支援について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会の変化やデジタル技術の進展を踏まえ、従来の対面による方法に加え、リモートでも行えるようにするなど、介護料受給者等のニーズに沿った形で実施することを目標に盛り込んでどうか。
- ・ 自動車事故被害者やその家族等が必要な時に必要な援護を受けられるよう、警察、損害保険会社、医療機関等自動車事故に関わる関係機関に、被害者援護業務の各種施策の内容や利用方法等の情報を周知・広報することについて目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 法人は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、訪問支援のリモート化の試行や、モバイル端末を活用して受給者等への情報発信を充実するなどの取組を進めており、業務・組織見直しにおいても、引き続き訪問支援のリモート化を試行しつつ、情報端末の活用等を行うこととされている。こうした取組は、新型コロナウイルス感染症が収束した後も、介護料受給者等のニーズに応じて様々な形での支援を行っていく観点から重要であると考ええる。
- ・ 法人が実施する自動車事故被害者等への支援業務について、見込評価の有識者意見にもあるとおり、世間的な認知度が高いとは言いがたく、自動車事故被害者やその家族等が、法人による支援を受けるのに必要な情報を得られるようにすることが重要と考える。

このため、自動車事故被害者等が事故後接することとなる警察、損害保険会社、医療機関といった関係機関に対する、被害者援護業務の各種施策の内容や利用方法等の具体的な情報に係る周知・広報を一層推進すべきであると考ええるが、業務・組織見直しにおいては、そのような観点からの情報発信に係る記載は盛り込まれていない。

(12) 日本高速道路保有・債務返済機構

(留意事項)

- ・ 債務返済を含めた業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響や道路インフラのメンテナンスへのデジタル技術導入の取組を考慮することについて目標に盛り込んでどうか。
- ・ 各高速道路会社が保有する点検のデータや交通量のデータを高速道路全体として活用する観点からのデジタル化を、他の道路管理者と連携しながら進めていくことについて目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって高速道路の利用者及び料金収入が減少している。また、自然災害の激甚化・頻発化や加速するインフラの老朽化などが懸念されている中、道路インフラのメンテナンスへのデジタル技術導入は今後一層進展することが見込まれている。こうした環境変化は、債務返済を含めた法人の業務全般に影響を与える可能性があるものと考ええる。
- ・ 各高速道路会社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を通じて高速道路に関する各種データを整理しており、法人では、現行目標期間において、高速道路に関する各種データを適切に管理できるよう、国及び高速道路会社と連携して管理に係る3次元データの仕様の統一などに取り組んでいる。業務・組織見直しにおいても、「デジタル化推進の観点から、資産保有者としてのデータ活用の会社間連携や新技術活用の促進、道路交通データのデジタル化の推進などに努める。」とされているところであり、次期目標期間においても、法人の業務や各高速道路会社の業務の効率化等のため、データに係るプラットフォームの構築を含めて、各種データの的確な利活用に向けた取組を進めることが重要と考える。